

鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金【第2弾】交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金【第2弾】（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援金は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛の影響で売り上げが減少した市内事業者に交付することにより、当該事業者の緊急事態宣言の影響を緩和し、事業の継続を支援することを目的とする。

2 支援金は、事後申請型補助金として交付する。

(定義)

第3条 鹿沼市が令和3年4月15日付けで施行した鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金を【第1弾】という。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 中小法人等の場合 次のアからエまでのいずれの要件にも該当する者

ア 2021年4月1日時点において、次の(ア)または(イ)のいずれかの要件に該当すること。ただし、組合若しくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次の(ア)若しくは(イ)のいずれかの要件に該当する法人であること。

(ア) 資本金の額または出資の総額（基本金を有する法人にあっては基本金の額、一般財団法人にあっては当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。）が10億円未満であること。

(イ) 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

イ 市内に本社または事業所を有すること。

ウ 2021年7月以前から事業により事業収入を得ており、引き続き事業を継続する意思を有すること。

エ 市税の滞納がないこと。

(2) 個人事業者等の場合 次のアからエまでのいずれの要件にも該当する者

ア 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 市内で事業を行っている者。

(イ) 市内に住民登録している者。

イ 引き続き事業を継続する意思を有すること。

ウ 2021年7月以前から事業により収入を得ていること。(本要領における個人事業者等の事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書(所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。)第一表における「収入金額等」の事業欄または給与若しくは雑欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、事業収入は、当該欄に記載されるものを用いる。ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合の事業収入は、市民税申告書の様式(5号の4)における「収入額等」の事業欄または給与若しくは雑欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、給与若しくは雑欄に記載される額を用いる場合は、事業による収入と認められるものに限る。)

エ 市税の滞納がないこと。

(不交付対象者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 中小法人等の場合 次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 国または法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

イ 鹿沼市暴力団排除条例(平成24年鹿沼市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)または役員等(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第5号に規定する暴力団員、同条第6号に規定する暴力団員等もしくは第6条第1項に規定する密接関係者(以下、暴力団員等)という。)である者

ウ 団体運営において市から補助金等を受けている者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

オ 政治団体または宗教上の組織若しくは団体等

カ すでに支援金の交付を受けた者

キ 地方公共団体による営業時間短縮要請を受けた者。ただし、当該要請に従い、かつ、当該要請に係る営業時間短縮協力金の申請をしなかった者を除く。

ク アからキまでに掲げる者のほか、第2条の目的に照らし、支援金の交付が適当でないと市長が認める者

(2) 個人事業者等の場合 次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア 暴力団、または、暴力団員等

イ 前号ウからクまでに該当する者

(交付要件)

第6条 支援金は、第3条に掲げる交付対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

(1) 国の月次支援金（以下「国の支援金」という。）の8月分、または、9月分の給付決定を受けた者。

(2) 栃木県の地域企業事業継続支援金（以下「県の支援金」という。）の8月分、または、9月分の給付決定を受けた者

(交付額等)

第7条 支援金の交付額は、国の支援金、または、県の支援金の申請に使用した令和元年、あるいは、令和2年の8月、または、9月の売上金額から、令和3年8月、または、9月の売上金額をそれぞれ差し引いた金額から、国の支援金、あるいは、県の支援金の当該給付金額を差し引いた金額とする。

2 支援金の交付限度額は、法人は20万円、個人事業者等は10万円とする。

3 支援金の交付額は、1,000円未満切り捨てとし、1,000円未満の申請については交付しないものとする。

4 支援金の交付は一事業者につき一回とする。

(交付申請及び請求)

第8条 支援金の交付申請及び請求をする者（以下「申請者」という。）は、第1項各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 次の(1)から(11)までのすべて。なお、支援金【第1弾】の交付決定者あつては、(8)～(10)については省略することができる。(ただし、(8)については、【第1弾】の振込先と同じ場合に限る。)

(1) 提出書類一覧表（チェック表）

(2) 交付申請書兼請求書（様式第1号）

(3) 売上高計算書（様式第2号）

(4) 同意書兼宣誓書（様式第3号）

(5) 国の支援金、または、県の支援金が給付されたことが確認できる書類

(6) 国の支援金、または県の支援金の申請に用いた売上金額が確認できる書類

(7) 市税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

(8) 申請者の振込口座が確認できる書類

(9) 事業所の所在地が確認できる書類

(10) 本人確認書類の写し（ただし、個人事業者等に限る。）

(11) その他市長が必要と認めるもの

3 本条の規定による申請（以下「申請」という。）は、本要領の適用日から2022年2月28日までにしなければならない。

(交付・不交付の決定及び通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請について決定をしたときは、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 支援金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第4号）

(2) 支援金を交付しない旨の決定（以下「不交付決定」という。） 補助金等不交付決定通知書（様式第5号）

(請求の取り扱い)

第10条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に第8条の請求（以下「請求」という。）がされたものとみなす。

2 不交付決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。

(支援金の交付)

第11条 市長は、第9条第1項の交付決定を受けた者に対しては、申請日から1か月以内に支援金の交付を行う。

(調査等)

第12条 市長は、支援金の交付前または交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、または支援金の申請者若しくは交付を受けた者（以下、「申請者」という。）に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

2 申請者は、申請内容等について市長から現地調査、報告、書類の提出等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付手続の委任)

第13条 申請者は、支援金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 支援金の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により支援金等の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により、支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第16条 支援金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された支援金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、2021年10月25日から適用する。